

JR東労組盛岡

No. 15
2021年9月2日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

組合員の利益が損なわれる変更は許さない！ 「労使間の取扱いに関する協約」変更案に **怒**

会社から示された変更点① 協議委員について

【現行】

(協議委員)

第7条3 地方における協議委員数は、会社側、組合側各7名以内とし、それぞれ同数とする。



いまでも現状に合わせて、参加数を各支社―地本で決めているので、現状のままでも良いのでは？また組合員数で決めると、統括本部の組合員の割り振りなど課題もあるね！

【変更点】

(協議委員)

第7条3 地方における協議委員数は、会社側、組合側以下のとおりとし、それぞれ同数とする。

《毎年9月1日現在の組合員数》

- 100人以下の場合・・・3名以内
- 101人～200人・・・4名以内
- 201人～300人・・・5名以内
- 301人～400人・・・6名以内
- 401人～・・・7名以内

会社から示された変更点② 組合事務所について

【現行】

(組合事務所)

第57条2 会社は組合事務所の使用につき、本部及び地方本部ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可する。

第60条2(1) 会社が当該会社施設を事業の用に供する必要が生じた場合。



会社が「業務上支障すると判断」すれば、全ての支部事務所が無くなってしまふ！組合事務所は組合運動の拠点だし、盛岡地本のように各支部間で100kmも離れていれば組織運営が停滞してしまふ！

【変更点】

(組合事務所)

第57条2 会社は組合事務所の使用につき、本部及び地方本部ごとに1箇所を上限として許可する。

3 組合は、前項に関わらず現に会社より許可を得て使用している組合事務所については第60条第2項第1号の要件に該当しない限り、使用する事ができる。

4 会社は第60条第2項第1号の要件に該当しない場合、第2項に関わらず、会社の施設を組合事務所として使用する事を許可する場合がある。

第60条2(1) 会社が当該会社施設を事業の用に供する必要が生じた場合又は業務上支障すると判断した場合。

労働協約の変更に伴って想定される問題点について 職場議論を創り出そう！